

職員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について
(令和6年)

1 職員に対する研修について

(1) 令和6年度新規採用職員に対する公務員倫理についての研修

令和6年	4月	2日に実施	(受講者	12名)
令和6年	4月	3日に実施	(受講者	19名)
令和6年	4月	10日に実施	(受講者	17名)
令和6年	5月	1日に実施	(受講者	2名)
令和6年	7月	1日に実施	(受講者	1名)
令和6年	9月	2日に実施	(受講者	2名)
令和6年	10月	1日に実施	(受講者	16名)
令和6年	10月	8日に実施	(受講者	15名)
令和6年	10月	15日に実施	(受講者	9名)

(2) 令和5年度ハラスメント防止研修

令和6年	2月	9日に実施	(受講者	148名)
------	----	-------	------	-------

2 令和5年中の公表の状況について

令和6年3月29日に、下関市ホームページにおいて、倫理に関する報告書
(令和5年の状況)を掲載

3 報告書等の件数について

(1)	倫理条例第5条に基づく贈与等報告書	1件
	内訳〔 市長部局	1件 〕

※倫理条例第5条

管理職員が事業者等から5千円を超える供応接待等の贈与を受けたときに報告しなければならない

(2)	倫理規則第8条に基づく飲食届出状況	184件
	内訳〔 市長部局	181件
	消防局	1件
	教育委員会	2件

※倫理規則第8条

職員が利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が5千円を超えるときに、届けなければならない

(3)	倫理規則第9条に基づく講演等承認申請	5件
	内訳〔 市長部局	5件 〕

※倫理規則第9条

職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をする場合、事前に承認を得なければならない